別紙３

**タイトル**

**放送分野における情報アクセシビリティに関する指針（案）に対する意見募集において提出された意見と総務省の考え方**

意見募集期間：平成29年12月27日～平成30年1月30日

意見提出20件（法人10件、個人10件）

番号１

提出者

個人

提出された意見

非常時や年末年始の字幕がなくなってしまう際、音声認識ソフトを活用して代替する。

情報保障という考え方を業界に浸透させる。

総務省の考え方

本意見募集の対象に対する直接の御意見ではありませんが、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号２

提出者

個人

提出された意見

解説放送の目標値が字幕放送に比べ低すぎるので、高くしてほしい。

総務省の考え方

視聴覚障害者等向け放送に関する研究会（以下「研究会」という。）では、解説放送の実績等の現状を踏まえ、また諸外国における数値目標も参考としつつ、本指針案の数値目標について提言が行われています。

この提言を踏まえて、本指針案の数値目標を設定しており、数値目標は適切なものと考えます。

本指針の策定により、放送事業者による解説放送の一層の拡充が図られることを期待しています。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

緊急時の放送に加え、映画やドラマにも解説放送を入れてほしい。

総務省の考え方

本意見募集の対象に対する直接の御意見ではありませんが、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

提出された意見

外国語の映画や副音声を使用した番組が増えているが、そういった放送も一律に解説放送の除外番組とするのではなく、技術的な改善に努めるなどにより、主音声のみ、主音声と解説放送、副音声のみ、副音声（外国語）と外国語解説放送のように利用者が選べるようにしてほしい。２か国語放送や副音声を使用した番組について一律に除外してしまうと、放送事業者が解説放送をつける努力をしなくなる可能性がある。

総務省の考え方

御意見のような仕組みは、現時点では技術的には困難ですが、普及目標の対象となる番組に関する今後の検討にあたっては、技術動向等を踏まえ、検討していきます。

番号３

提出者

個人

提出された意見

映画番組の解説放送についてだがそれを実施しているテレビ局が偏っており日本テレビとフジテレビの邦画は実施しているがテレビ朝日は実施に消極的ではないか。正月に放送された映画君の名は。は、男女の入れ替わりやタイムスリップなど複雑な内容なのに解説放送がなく、一回見ただけでは、どこの場面で登場人物の男女が入れ替わったのかわからなかった。全てのキー局で邦画の解説放送は、実施すべきだと思う。

総務省の考え方

本意見募集の対象に対する直接の御意見ではありませんが、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

BS放送は、字幕放送番組が少なく地上波のスポーツ中継は、字幕放送があるのにBS放送のスポーツ中継で字幕放送がないのは、おかしいのではないか。

総務省の考え方

本意見募集の対象に対する直接の御意見ではありませんが、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号４

提出者

岐阜県視覚障害者福祉協会

提出された意見

テレビは、視覚障害者も利用する者が多く緊急性のある放送については、音声化をし外国語も翻訳し音声化する。

総務省の考え方

本意見募集の対象に対する直接の御意見ではありませんが、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

また、ラジオはＡＭ、ＦＭ、短波放送を聞いている人にもテレビと同時に音声を流すことが必要である。ラジオはテレビより時間的なずれもある。

総務省の考え方

本意見募集の対象に対する直接の御意見ではありませんが、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号５

提出者

日本点字図書館

提出された意見

テレビニュース番組に音声解説（副音声）をつけること

既存の調査によりますと、80％以上の視覚障害者は、テレビニュースを聴いています。ラジオニュースに比べると、明らかに量が違うからです。

そのテレビニュースで最も困ることは、外国人の発言が、そのまま流れることです。字幕は、視覚障害者には読めません。発言の内容がわからないまま、ニュースを聴かざるを得ません。また、発言者がだれか確認できないように、発言者の顔にモザイクがかけてあるのと同じように、音声も加工してあります。外国人の発言と同じように、これも視覚障害者にはわかりません。

新行政指針案には、大災害発生時のスーパーをできる限り読み上げるという指摘がありますが、通常ニュース番組の中での字幕の読み上げについては触れられていません。しかし、テレビニュース番組の中で、字幕の読みあげがなければ、視覚障害者には理解ができない箇所があります。音声解説は、感情表現を交えないで、アナウンサーが読みあげるように淡々と読みあげてください。発言者の声音を真似るような読み方は違反です。したがって、アナウンサーでもディレクターでも、その場にいる人が簡単に読むことができます。男性の発言を、女性が字幕を読んでもいっこうにかまいません。

一昨年４月から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。公的機関が障害者に対し、合理的配慮をすることを義務付けています。テレビ放送は、民間企業とは異なり、公共の機関として責任を負うのは当然です。ニュース番組で、字幕を読みあげないのは、明らかに合理的配慮をしていないことになります。

このような状況をご賢察の上、ぜひご検討をお願いいたします。

総務省の考え方

外国人の発言については、研究会においても同様の御意見が出ましたが、放送事業者によると、主音声の中に２つの音声を同時に乗せると聞き取りづらくなり、副音声にすると技術的に部分的な対応は難しいとのことです。

研究会報告書の提言にもあるとおり、放送事業者において、番組構成上実施困難であるものを除き、吹き替え等を活用することで、視覚障害者等にも理解できる番組となることを期待しています。

なお、放送事業者においては、テロップの文字情報を自動的に音声で読み上げるシステムの研究開発も進められていると承知しています。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号６

提出者

個人

提出された意見

NHKおよびその他での議会中継にはもれなく手話通訳を付けてください（地方議会では字幕を付けている放送を見かけますが、特に国会中継）よろしくお願いします。

総務省の考え方

本意見募集の対象に対する直接の御意見ではありませんが、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号７

提出者

公益社団法人京都府視覚障害者協会

提出された意見

１．解説放送の時間数の一層の拡大と有効な番組の選定機能の強化を求めます。

字幕放送に比べて目標が低く設定されており、例えば、NHKの場合、対象の放送番組の全てに字幕付与（7時から24時以外の1時間については、2022年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与）に対して、2027年度までに対象の放送番組の15％以上（2022年度までに対象の放送番組の13.5％以上）に解説付与となっています。

字幕放送に比べて課題が多いことは認識していますが、より一層の充実を図ると共に、目標が低く設定されている分、外部の有識者や視覚障害当事者などを加えた解説放送の実施による有効性の検証を行ない、有効な番組を優先することを希望します。

（現状では、解説放送が付加しやすい番組から付けられている傾向があるように感じられます）

総務省の考え方

本指針の策定により、放送事業者による解説放送の一層の拡充が図られることを期待しています。

また、研究会報告書の提言にもあるとおり、放送事業者において、利用者の意見を聴取し、解説放送の量や表現方法等の改善に向けた取組が行われることを期待しています。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

２．5.1chサラウンド放送等についての解説放送付与が可能となるような研究の促進を求めます。

権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組の中に、2か国語放送や副音声など２以上の音声を使用している放送番組5.1chサラウンド放送番組が含まれていますが、今後、この二つについては、国の責任において、解説放送が可能となるような研究を促進してください。そうでなければ、外国語映画で日本語吹き替えがある番組は永久に副音声開設が行えず、今後5.1chサラウンド番組の普及が予想される中にあっては、開設放送対象外の番組が一層増加することも懸念されます。

当面、２以上の音声を使用している放送番組への解説放送付与については、研究等により新たな方策が見いだされるまでの間、スマートフォンやタブレット端末により音声ガイド再生等を行う、UDCast等を利用し、視覚障害者への情報提供を確保してください。

総務省の考え方

本意見募集の対象に対する直接の御意見ではありませんが、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

なお、現在、5.1chサラウンド放送番組には、放送事業者の設備上の制約から音声解説を付与することができません。また、現在、5.1chサラウンド放送は、実施している放送事業者でも、週に数番組程度であることから、現時点では、解説放送対象外の番組が増加するという懸念は少ないものと考えられます。

スマートフォンやタブレットの活用については、今後、利便性や有用性等について総合的に検証を行っていきたいと考えています。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号８

提出者

日本放送協会

提出された意見

NHKは、すべての人が見やすく、聞きやすく、安心して視聴できる「人にやさしい放送・サービス」の実現を公共放送の重要な使命と捉え、字幕放送、解説放送、手話放送の拡充に取り組んでいます。「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針（案）」（以下「指針（案）」）は、その使命と軌を一にするものであり、これまで同様、「指針（案）」で示された目標を、使命の実現のための目印としつつ、自らの編集判断で自律的にサービスの拡充に努めてまいります。

＜字幕放送について＞

ＮＨＫは、行政指針をふまえて策定した「字幕放送拡充計画」に基づき、これまでも自主的に字幕放送の拡充を図ってきました。「指針（案）」に示された普及目標の対象となる放送時間について、視聴者の多い時間帯に付与することが望ましいとの方針も含め、妥当であると考えます。衛星放送への字幕付与については、生放送番組の字幕付与体制が整っていないなどの課題がありますが、字幕付与の効果がより高いと期待されるＢＳプレミアムを中心に拡充に努めてまいります。また深夜、早朝の時間帯であっても、台風等の影響が予測される場合は字幕放送の体制を整えて臨むとともに、大規模災害が発生したときにはできるだけ速やかに体制を整え、字幕放送を開始できるよう努めていきます。字幕の表示方法についても、改善すべく研究を進めます。一方で、諸外国と比較し、日本では字幕放送に求められる正確さの水準が高いことが、字幕放送普及を難しくしていることを踏まえ、関係各署と制度面の課題について検討していきたいと考えています。

＜解説放送について＞

解説放送については、現在の行政指針の目標値は平成２６年度に達成し、その後、自主的に上積みしてきました。生放送の場合、技術的に対応が困難であるといった課題も踏まえた上で示された「指針（案）」の目標は、妥当であると考えます。今後も、ドラマ等の映像による表現の比重が高い番組や、解説付与の希望の多い番組に優先的に付与し、より効果的な解説放送の拡充に努めてまいります。また解説のわかりやすさ等につきましても、目の見えない方の意見等を伺いながら改善していきたいと考えます。

＜手話放送について＞

ＮＨＫでは、決まった時間にテレビで手話で正確な情報を得られるという利便性を考慮して、定時の手話のニュース番組をＥテレで放送しています。また、熊本地震の直後には、「ハートネットＴＶ」という番組の緊急生放送を行い、障害のある方や支援者などに向けた情報を、手話を付けて発信しました。

手話放送には、利用者側で手話通訳の画面をオン・オフできない、専門性を有する要員体制の確保が難しいなどの課題もありますが、「指針（案）」に示された目標を目印に、総合テレビにおいても、手話放送の拡充を進めてまいります。

＜まとめ＞

ＮＨＫは、公共放送の重要な役割として、視聴覚障害者向け放送サービスの充実に努め、自動音声認識の技術を活用した字幕制作や手話ＣＧによる動画配信など、技術研究も進めてまいります。

ピョンチャンオリンピック・パラリンピックの放送では、聴覚障害者向けの手話を交えたトークや、視覚障害者向けのわかりやすい解説情報提供、さらには、五輪特設サイトでは、競技データから合成音声を生成し、人工的な実況を付加したライブストリーミングサービスを行うなど、新たな技術も駆使して、視聴覚障害者向けのサービスの充実を図ります。

技術的な課題、制度的な課題、あるいは限りある経営資源の配分など、様々な課題がある中ではありますが、「指針（案）」を目印として、自律的・積極的に取り組んでまいります。

総務省の考え方

本指針案に賛同する御意見として承ります。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号９

提出者

一般社団法人衛星放送協会

提出された意見

今回新たに示された指針案に基づき、当協会としても、放送分野における情報アクセシビリティの向上に引き続き取り組んでまいります。当協会の会員社が放送するチャンネルの大半は、有料・専門チャンネルの衛星放送でありますが、放送分野における情報アクセシビリティ向上の重要性は十分認識しており、加入者満足度の向上さらには衛星放送の普及にも寄与するものと思われますので、加入者ニーズを鑑みつつ、会員社全体での字幕付与率向上に向けた啓蒙活動も続けていく所存です。

総務省の考え方

本指針案に賛同する御意見として承ります。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号10

提出者

中京テレビ放送株式会社

提出された意見

＜字幕放送 地上系民放（県域局以外）の目標である「対象の放送番組の全てに字幕付与」について＞

視聴覚障害者の情報アクセス機会の一層の確保の重要性に鑑み、弊社では字幕放送の普及の拡充に努めてまいりました。字幕放送の拡充は順調に推移しており、2017年度までは当初の計画通り目標値を達成できる見込みです。

一方で、字幕放送制作に係る費用や人材確保の負担は極めて大きく、指針案に示された2018年度以降の目標達成は簡単ではないと認識しています。

弊社は、広域局とはいえ在京局や在阪局と比較すると規模や資金面では大きな差があります。今後、音声認識技術の向上や自動字幕生成技術の発展がない限り、在京局や在阪局と同水準の目標達成については、多くの困難があると認識しています。

以上のように課題も多く厳しい環境ではありますが、目標達成に向けて取り組んで参ります。

＜解説放送地上系民放（県域局以外）の目標である「2027年度までに対象の放送番組の15%以上に解説付与」について＞

現在、全国ネットの番組以外に、自社制作ローカルの番組においても解説放送を積極的に付与していますが、字幕放送同様の問題は存在しています。特に、解説放送は通常の番組編集、整音に加え、解説放送用の原稿作成、整音を行うため、字幕放送以上に多くの作業日数が必要となり、それに応じて費用や人員の確保が困難になります。

そのような状況で、在京局、在阪局と同様の目標設定は厳しいものだとは考えますが、目標達成に向けて取り組んで参ります。

総務省の考え方

本指針案に賛同する御意見として承ります。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号11

提出者

個人

提出された意見

今回の放送に関するアクセシビリティの指針については、障害者の情報格差を改善する目的として多いに期待しています。しかしながら、全盲視覚障害当事者として、特にニュース番組での後述の現状の改善が示されておらず、改善の要請を望みます。

具体的な情況を示します。海外で発生した事件や取材インタビューなどのニュース放映時に、当事国の現地取材場所の映像、インタビュー画像が流されることがあります。そして、臨場感を伝えるためか、現地語で音声が流され、併せて画面下方に話している内容を日本語に翻訳されたテロップが表示されます。これは視聴者に内容を伝えるための情報であると思いますが、視覚障害者には理解できない言語であったり、アナウンサーが話す内容の文脈が混乱することになります。特に、公共放送と言われる、NHKニュースに、その傾向が多く見られます。

今回の指針では、聴覚障害の方への合理的配慮の推進として、手話情報の提供があがっていますが、視覚障害者や視力の衰えた高齢者などテレビ視聴のうち「視る」ことの困難者など、音声に頼るしか無い者への画面内容の理解のための背策も挙げていただきたいと要望します。

以前、NHK研究所の方に「翻訳した内容がテロップされているのだから、自動読み上げなどを使えば同時に日本語も流せるのではないか」と尋ねたことがありますが、「テロップは画像の中に埋め込まれた画像の一部で、切り出しはできないので、読み上げには使えない」と答えられました。しかし、テロップを埋め込む前はテキストが起こされているのですから、納得できないところです。放送技術として、二カ国放送、多重化放送などが上げられます。ステレオ放送やテレビ本体もステレオに対応したものが普及しており、左右から現地の声と、翻訳内容を出すことも可能かと思います。映画では日本語吹き替え放送があり、ドラマ番組で解説放送も増えてありがたく思っています。サブチャンネル放送、インターネットでの放送も可能な時代、内容をすべて日本語化、主たる外国語にも吹き替え対応した取り組みを指針に入れて欲しいと思います。

昨今、テレビでのニュース番組では、画像が在ることが前提として構成され、如何にも画面やチャンネルにひきつけるかの意図が優先している感じを受けることがあり、この様な場面は、それを見ることができない視覚障害者にはストレスとなっていると感じます。公共放送としてニュースを提供する際には、放送の内容に意図を含めることは極力避けると共に、国内において健常者、障害者、在留外国人にも、情報流通の格差を無くする構成であることを求めます。

総務省の考え方

本指針は、放送分野における情報アクセシビリティの向上を図るため、字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めるものであり、基本的に放送事業者の個別の取組を定めるものではありません。

研究会報告書の提言にもあるとおり、放送事業者において、番組構成上実施困難であるものを除き、吹き替え等を活用することで、視覚障害者等にも理解できる番組となることを期待しています。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号12

提出者

NPOメディア・アクセス・サポートセンター

提出された意見

「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」とは次に掲げる放送番組

1 権利処理上の理由により解説を付すことができない放送番組とありますが、「著作権法」第三十七条第三項権利制限により、これは無いと考えます。

あと、技術的理由に出来ないとされている、

2 2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組

3 5.1chサラウンド放送番組

4 主音声に付与する隙間のない放送番組

とありますが、映画館で始まっているUDCast（スマートホンで音声ガイドが聞ける）方式では全て可能です。http://udcast.net

解説放送を放送波に載せるのは「放送技術仕様の制限・コスト・制作スピード」において限界があり、字幕に比べて目標値が低いですが、字幕も含めて、既存の放送仕様に縛られない形の情報保障（セカンドスクリーン方式等）は映画、パッケージ（DVD等）で既に始まっています。UDCast対応映画が放送される際はそのまま放送でも使えます。

このような新しい情報保障の方法も付与率に含ませて頂ければ「放送技術仕様の制限・コスト・制作スピード」は解決しますので、対象番組は急速に拡大すると考えます。指針の中に「セカンドスクリーン方式での情報保障」も含ませて頂ければと思います。

（追記）

「セカンドスクリーン方式での情報保障」について一部誤解がありますが、ユーザーがスマートホン等の端末利用を必須にするのではありません。スマートTV等の普及によって、字幕も音声解説も手話もネットを通じてTV画面に表示、再生可能です。タブレット端末では同様の事が既に可能です。また普及の始まった「スマートスピーカー」にTVの音声を聞かせて、音声解説させることもいずれ出来るようになるでしょう。このように既存のTV放送等の仕様に縛られない、外側からの情報保障になります。

総務省の考え方

今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

なお、セカンドスクリーン方式での情報保障についての御意見については、今後、利便性や有用性等について総合的に検証を行っていきたいと考えています。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号13

提出者

個人

提出された意見

１．解説付与の目標について

NHKは視覚障害者からも受信料（半額）を受け取っているのだから、彼らのためにも更なる解説付与に取り組むべき。NHK総合の目標が民放とおなじ「2027年度までに対象の放送番組の15％以上」では、不十分。

総務省の考え方

研究会では、解説放送の実績等の現状を踏まえ、また諸外国における数値目標も参考としつつ、本指針案の数値目標について提言が行われています。

この提言を踏まえて、本指針案の数値目標を設定しており、数値目標は適切なものと考えます。

本指針の策定により、放送事業者による解説放送の一層の拡充が図られることを期待しています。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

２．番組表への表示について

番組表にて、解説や手話が付与されている番組の欄には、その旨を表示することを規定してほしい。また、記載方法を統一してほしい（例えば「音声多重」との表示では、解説放送なのか二か国語放送なのか分からない）。

総務省の考え方

本意見募集の対象に対する直接の御意見ではありませんが、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号14

提出者

個人

提出された意見

点字使用の視覚障害者として、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針（案）」を読んでまず感じることは、字幕放送の字幕付与時間数に比べて、解説放送の解説付与時間数があまりにも少ないことだ。平成26年版「障害者白書（概要）」には、「視聴覚障害のある人が、放送を通じて情報を取得し、社会参加していく上で、字幕放送、解説放送、手話放送の普及は重要な課題であり、総務省においては、その普及を推進している。平成25年11月の基幹放送事業者の再免許に当たり、普及目標を定めた行政指針の達成に努めること、CMへの字幕付与の普及に留意すること等について要請を行った。」、と明記されているが、この指針（案）における視聴覚障碍者への「付与時間」達成目標値の格差は、もはや看過できる範囲ではない。

厚生省が平成８年秋に実施した「身体障害者・児実態調査」によれば、視覚障害者の情報入手の方法は、「テレビ（一般放送）」６６・９％、「家族・友人」６１・０％、「ラジオ」５２・１％、「新聞の利用」２３・３％などであり、これ以降の各種調査結果においても、ほぼ同様の結果を示している。指針（案）の「付与時間数」の格差は、総務省が視覚障害者の情報入手の実態を把握せず、見えない者がテレビ視聴をいかに享受しているかを見過ごしているとしか思えない。このままある種の偏見を元に、「指針」における数値目標を作成するならば、差別解消法が志向された現在、セイフの視覚障害者差別といえるのではなかろうか。

総務省の考え方

研究会では、解説放送の実績等の現状を踏まえ、また諸外国における数値目標も参考としつつ、本指針案の数値目標について提言が行われています。

この提言を踏まえて、本指針案の数値目標を設定しており、数値目標は適切なものと考えます。

なお、本指針の策定により、放送事業者による解説放送の一層の拡充が図られることを期待しています。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号15

提出者

特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会

提出された意見

（解説放送について）

１．「大規模災害時等に…」とありますが、台風の接近等警戒が必要な場合にあっても、文字情報が音声で確実に伝えられるよう、切に望みます。また、災害時においては、食事の配給や営業中の店舗など生活に関する文字情報の音声化も望まれます。

総務省の考え方

御意見は、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

放送事業者において、自動音声等の技術的な解決も含め、気象警戒時や災害時における視覚障害者等への的確な情報提供に取り組むことを期待しています。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

２．解説放送は、付与時間数と共に付与内容も重要です。特に、日々変化の大きい国際情勢を踏まえ、視覚障害者が長年求めている外国人の発言等に付されるテロップの音声読み上げを徹底し、視覚障害者が海外ニュースから取り残されることのないよう配慮をお願いします。さらに、東京オリンピック・パラリンピックが近づく中、生放送のスポーツ番組への積極的な解説付与を望みます。

総務省の考え方

研究会報告書の提言にもあるとおり、放送事業者において、番組構成上実施困難であるものを除き、吹き替え等を活用することで、視覚障害者等にも理解できる番組となることを期待しています。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

３．「普及目標の対象となる放送時間7時から24時」を字幕放送と合わせてください。また、これ以外の時間に解説が付与された場合も、実績として評価されるようご検討ください。

総務省の考え方

解説放送は、字幕放送に比べて、実績（付与率）が低いため、対象時間の拡大よりも付与率の引き上げを行う方が重要であるという考え方により、本指針案を策定しています。

実績のカウント方法については、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

４．ワンセグ放送を楽しんでいる視覚障害者は少なくありませんが、解説放送が付与されているワンセグ放送は少ないのが実情です。「普及目標の対象番組」に、ワンセグ放送についても明記してください。

総務省の考え方

放送事業者によっては、設備上の制約から、ワンセグ放送で解説を付与していない社もあります。今後、設備上の対応を進めることによって、順次、ワンセグ放送でも解説を付与する社が増えていくものと考えます。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

５．「本指針には…情報アクセシビリティの向上を図るため、字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めるものである。」とありますが、視覚障害者にとっての情報アクセシビリティの向上は、解説放送の充実のみでは不十分です。「…普及目標を定めると共に、必要な機器の研究開発及び普及の促進の方向性を定めるものである。」などとした上で、以下について明記してください。

①5.1chサラウンド放送等に於いて、解説放送付与が可能となるような研究の促進

②視覚障害者（盲ろう者を含む）がデータ放送を安価に享受できる環境の整備

③電子番組表等を音声読み上げするテレビ受像機の普及及び標準化

④テロップの位置、輝度比（コントラスト）、速度などを受信者側でカスタマイズできるようにする等、一人一人見えにくさの異なるロービジョン者（低視力者）にとっての見やすさの確保の研究

総務省の考え方

本指針は、放送事業者に対して、放送分野における情報アクセシビリティの向上を図るため、字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めるものであり、メーカー等による機器の研究開発目標等を定めるものではありません。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

６．視覚障害者への情報保障を進める観点から、解説放送以外に、本放送の改善を求めます。具体的にはテレビ番組で多用される「ご覧のとおり」を他の表現に置き換える旨を求める一文を加えてください。「ご覧のとおり」はテレビを目で見ていることを前提とした表現であり、不愉快に感じる視覚障害者は少なくありません。

総務省の考え方

本指針は、放送事業者に対して、放送分野における情報アクセシビリティの向上を図るため、字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めるものです。

したがって、いただいた御意見は、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではありませんが、研究会でも同様の御意見が出されたところであり、放送事業者において、視覚障害者等にも理解できる番組内容となるよう取り組むことを期待します。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号16

提出者

一般社団法人日本民間放送連盟

提出された意見

（指針(案)全般について）

放送事業者を取り巻く厳しい状況がありますが、可能な限り、障害者をはじめとする社会的要請に堅実に応えていく所存です。

総務省の考え方

本指針案に賛同するご意見として承ります。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号17

提出者

個人

提出された意見

１．字幕による情報保証は聴覚に障害のある人にとって重要な権利であり、公共の電波を占有して行う放送においては義務化されるべきものであると考えている。「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針（案）」では、字幕付与の範囲を、できる限りという表現にしており、拘束力が弱いと感じた。アメリカなど海外では字幕付与が法律で義務化されている国もあり、すでに高い字幕付与率を達成しており、こうした事例を参考にして、国内でも字幕付与の義務化を実現してほしい。日本語音声の文字化の難易度が、英語に比べて困難なことは理解している。しかし、義務化のゴール目標を掲げることによって、字幕作成は安定した産業となり、技術革新と字幕付与に関わる人材の育成が進むものと考えられる。

総務省の考え方

本意見募集の対象に対する直接の御意見ではありませんが、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

２．「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」では、具体的な数値目標が掲げられているが、これらが達成できなかった場合のペナルティは設定されていないのか？

総務省の考え方

放送事業者が本指針の数値目標を達成するよう、適切にフォローアップしていく予定です。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

３．地上波で放送されている番組が、インターネットを通じて視聴できるようになっているが、地上波で放送した際には付与されていた字幕が、インターネットでは付与されていない。テレビ放送用の字幕とインターネットにおける字幕では方式が異なることは理解するが、インターネットで公開する際にも字幕付与を進めてほしい。

総務省の考え方

本意見募集の対象に対する直接の御意見ではありませんが、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

４．番組の間に挟まれるCMについては、一部を除き字幕が付与されていない。これらは視聴者にとって大事な情報源の１つであるので、番組と同様に字幕付与の対象に取り入れてほしい。

総務省の考え方

本指針は放送事業者の取組に関する指針であり、字幕付きCMの制作や出稿については、基本的には、放送事業者ではなく、広告主（広告会社・制作会社を含む）が判断するものであることから、本指針に目標を記載することは困難と考えます。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

５．手話放送に関しては、平均15分／週という目標以外に、大規模災害の時などにも迅速な情報共有が必要な場合は付与することを定めてほしい。

総務省の考え方

御意見は、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。なお、大規模災害時には、放送事業者において、聴覚障害者等にも情報が的確に伝わるよう取り組むことを期待します。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号18

提出者

障害者放送協議会

提出された意見

前文に２か所出てくる「視聴覚障害者」に「等」を付け、「視聴覚障害者等」としてください。字幕・解説・手話放送は、盲ろう者、発達障害者、知的障害者、その他の人たちを含め、視聴覚障害者以外にも役立ちうるものです。また、この指針案の策定に先立って開催された研究会の名称も「視聴覚障害者等向け放送に関する研究会」とされています。さらに、障害者基本法等が目指す共生社会の考え方からも、「等」を付けたほうが、この指針の趣旨にかなうと考えられます。

総務省の考え方

いただいた御意見を踏まえ、前文に「等」を付け、「視聴覚障害者等」とする修正をさせていただきます。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

有

提出された意見

本指針で示す目標の達成に関しては、2020年のオリンピック・パラリンピックを意識し、一層の推進をはかってください。特に早期に達成が可能な目標については、中間見直し等の段階で、数値目標を含めた見直しを行ってください。

総務省の考え方

御意見は、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。本指針の見直しは、５年後に行うこととしています。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

提出された意見

一方、技術的課題等により達成に困難があるものについては、IPTVの国際的なアクセシビリティ標準規格であるH.702の利活用を進めるとともに、この方式を採用している障害者放送通信機構の放送分を普及目標の実績としてカウントしてください。

総務省の考え方

御意見は、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号19

提出者

個人

提出された意見

自動字幕等の技術を用いれば、番組の字幕化はかなり容易になるはずであるので、2027年度ではなく2020年度に15%の字幕化、といった形にすべきであると考える（民法について技術的・資金的に厳しいといった事情があるのであれば、2020年から5年程の猶予を設けても良いのではないかとは思われるが。）。殊更にNHKなどは金が余って余って余って仕方ないくらいであるはずなので（放漫経営をする程度にそうなのである。国民の目線から言うと、間違いなく、そうである。あんなに職員全体が高額な給与をもらいつつ、放漫でないなどとは言わせないし、実際放漫経営と判断されるはずである。それ以外にはありえない。）、自動字幕化等の技術を用いなくても、生放送以外の番組の全てについて、100%人力によってでも、字幕化を行っていただきたい。そうではない形で番組の提供を行うのは、NHKという存在として、国民を舐めきっているとしか言いようが無い。

意見は以上であるが、国政府総務省、そして国会議員におかれては、NHKを甘やかし放漫・無努力のままに大金をせしめてのんべんだらりと過ごさせない様にしていただきたいと考える。NHKはだらけ過ぎであり日本国民に対して無礼過ぎである。現状、NHKという存在として程度不相応な程度の努力しかしていないのであるから、もっと番組作成についてまともな努力を行わせる様にしていただきたい。（そうでないと、とてもではないがその存在を許容しかねる。NHK技研などという、各機器メーカーが存在すれば必要とも言えない様なものをも抱えているのであるから、きっちり働かせ（エンジニアからすると、独力での自動字幕化が出来ないなどとはとても言えないのである。していない現状こそが異常とも言えるおかしさである。要するに、日本社会に貢献する意思が欠如していると断言される様なものである。）、国民に「NHKに受信料を支払っているが、確かに働いているようであるし、国・国民として妥当な費用支出であった」と思わせるようにしていただきたく思う。）

総務省の考え方

本指針の策定により、放送事業者による字幕放送の一層の拡充が図られることを期待しています。

なお、字幕放送の目標については、「15%」ではありません。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

番号20

提出者

個人

提出された意見

地上デジタル・ＢＳなどは、入っておりましたが　具体的に民法各局の名称が記されていない所が疑問点でもあります。理由として地方の放送局の場合は、クロスネット・遅れネットしている場合もあり権利上での問題もあるかと思います。その点のネット局での各地での支援体制・状況を踏まえて頂きたいと同時に解説放送の導入は、今後・さまざまな場面で議論になると思われます。それは、技術者の養成・教育も必要です。現在では、解説放送は、ＮＨＫの連続テレビ小説・民法のアニメ番組・日曜日夕方５：３０の点など１部番組でも過去に比べて増えて来たのは、非常に有難い事です。

しかし、重要なのは、パラリンピック・ＮＨＫの福祉番組・災害時の報道・報道特別番組などでは、解説放送の重要です。

あと、もう１個お願いとしてパラリンピックの放送は、今の所、ＮＨＫのみです。しかもＥテレと言う状況でこれを総合テレビに格上げしてほしいのと皿に民放でも放送できないものか検討して頂きたいものです。２０２０年東京五輪より民放でもパラリンピックも放送できないか？各局で話し合って頂きたいものです。

次に、国会中継なども重要では、ないでしょうか？議員の答弁・状況説明は、重要です。

あと、放送局に関しましては、スカパー・ケーブルテレビ（ＪＣＯＭ）のお話がないのが残念です。ＪＣＯＭで衛星放送を市長されている世帯・実際問題・個人の契約条件に応じてテレビの話を提供して頂きたいのと盲学校・聾学校・養護学校・福祉施設などに質問するなど皆様方と話し合える機会があれば当事者の私としても嬉しい事です。

総務省の考え方

御意見は、今後の視聴覚障害者等向け放送の普及促進を図る上で、参考とさせていただきます。

なお、本指針では、ＮＨＫ、県域局、独立Ｕ局等の表現により、対象を明確に記載しています。

提出意見を踏まえた案の修正の有無

無

以上